

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

富士河口湖町は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

富士河口湖町長

## 公表日

令和7年5月23日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種法及び新型インフルエンザ等予防接種に関する事務
②事務の概要	特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。）や、予防接種法等の規定に従い、以下の場合に使用する。 ①予防接種及び新型インフルエンザ等予防接種の実施に関する事務 ②予防接種及び新型インフルエンザ等予防接種の給付の支給、実費の徴収に関する事務 予防接種法に基づき、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務を行う。 ①ワクチン接種記録システム（VRS）へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ②予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ③予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	健康管理システム 中間サーバー 団体内統合宛名システム ワクチン接種記録システム（VRS）
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項、別表126の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第67条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、26、153、154 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表153
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	富士河口湖町健康増進課 山梨県南都留郡富士河口湖町船津1700 電話番号0555-72-6037
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	富士河口湖町健康増進課 山梨県南都留郡富士河口湖町船津1700 電話番号0555-72-6037
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」(令和5年12月18日デジタル庁)により示された留意事項等を遵守している。	
9. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検	[ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 9) 従業者に対する教育・啓発 ]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じて提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	番号法29条の2(研修の実施)及び富士河口湖町個人情報、個人番号及び特定個人情報の取扱いに関する要綱第11条(教育研修)に従い、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)等に対し、毎年計画的に教育研修を実施している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。	

**変更箇所**

変更項目	項目	変更前の内容	変更後の内容	新旧の記載	新旧の欄に基く欄
※新旧対照表	1-1 特定個人情報ファイル等の取扱い	① 事務の種類に関する事項	① 事務の種類及び特定個人情報等を取扱うことに関する事項	事務	
※新旧対照表	1-1 特定個人情報ファイル等の取扱い	① 事務の種類に関する事項	① 事務の種類及び特定個人情報等を取扱うことに関する事項	事務	
※新旧対照表	1-2 個人情報の利用法上の制限	「番号法第9条第1項 別表第1-10項（以下省略）」	「番号法第9条第1項 別表第1-10項及び第94の2方（以下省略）」	事務	
※新旧対照表	2-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携の法上の制限	【別表第二における情報提供の提供】 項 第 14の2	【別表第二における情報提供の提供】 項 第 14の2.14の2	事務	
※新旧対照表	2-1 個人情報の取扱い	2019/5/1	2021/2/1	事務	
※新旧対照表	2-1 個人情報の取扱い	2019/5/1	2021/2/1	事務	
※新旧対照表	1-1 特定個人情報ファイル等の取扱い	特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律122号）第14条第1項第1号に規定する事項、以下「番号法」といいます。事務の種類等の記載については、この規定に準じます。① 事務の種類及び特定個人情報等を取扱うことに関する事項	特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律122号）第14条第1項第1号に規定する事項、以下「番号法」といいます。事務の種類等の記載については、この規定に準じます。① 事務の種類及び特定個人情報等を取扱うことに関する事項	事務	
※新旧対照表	1-1 特定個人情報ファイル等の取扱い	① システム名	① システム名 ② システム名（VRS）	事務	
※新旧対照表	1-2 個人情報の利用法上の制限	「番号法第9条第1項 別表第1-10項及び第94の2方（以下省略）」	「番号法第9条第1項 別表第1-10項及び第94の2方（以下省略）」	事務	
※新旧対照表	2-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携の法上の制限	【別表第二における情報提供の提供】 項 第 14の2.14の2	【別表第二における情報提供の提供】 項 第 14の2.14の2	事務	記載あり
※新旧対照表	2-1 個人情報の取扱い	1,000人以上7万人未満	1万人以上10万人未満	事務	
※新旧対照表	2-1 個人情報の取扱い	2021/2/1	令和7年4月1日	事務	
※新旧対照表	2-1 個人情報の取扱い	2021/2/1	令和7年4月1日	事務	
※新旧対照表	2-1 個人情報の取扱い	委託しない	十分である	事務	
※新旧対照表	2-1 個人情報の取扱い	提供・提供しない	提供・提供しない	事務	
※新旧対照表	2-1 個人情報の取扱い	自己公表	自己公表、内閣府	事務	
※新旧対照表	1-1 特定個人情報ファイル等の取扱い	特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律122号）第14条第1項第1号に規定する事項、以下「番号法」といいます。事務の種類等の記載については、この規定に準じます。① 事務の種類及び特定個人情報等を取扱うことに関する事項	特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律122号）第14条第1項第1号に規定する事項、以下「番号法」といいます。事務の種類等の記載については、この規定に準じます。① 事務の種類及び特定個人情報等を取扱うことに関する事項	事務	
※新旧対照表	1-1 特定個人情報ファイル等の取扱い	事務の種類に基づき、新設コアシステム等運用に必要とする情報提供を行う。コアシステム構築に必要とする情報は、事務種別等及び発行した記録等の提供を行う。	事務の種類に基づき、新設コアシステム等運用に必要とする情報提供を行う。コアシステム構築に必要とする情報は、事務種別等及び発行した記録等の提供を行う。	事務	
※新旧対照表	1-2 個人情報の利用法上の制限	「番号法第9条第1項 別表第1-10項及び第94の2方（以下省略）」	「番号法第9条第1項 別表第1-10項及び第94の2方（以下省略）」	事務	決定に伴う変更
※新旧対照表	2-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携の法上の制限	【別表第二における情報提供の提供】 項 第 14の2.14の2	【別表第二における情報提供の提供】 項 第 14の2.14の2	事務	決定に伴う変更
※新旧対照表	1-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携の法上の制限	【別表第二における情報提供の提供】 項 第 14の2.14の2	【別表第二における情報提供の提供】 項 第 14の2.14の2	事務	
※新旧対照表	1-3 法上の制限	「番号法第9条第1項 別表第1-10項及び第94の2方（以下省略）」	「番号法第9条第1項 別表第1-10項及び第94の2方（以下省略）」	事務	
※新旧対照表	2-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携の法上の制限	【別表第二における情報提供の提供】 項 第 14の2.14の2	【別表第二における情報提供の提供】 項 第 14の2.14の2	事務	
※新旧対照表	2-1 1つの得意の計数	令和7年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事務	
※新旧対照表	2-2 1つの得意の計数	令和7年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事務	
※新旧対照表	2-1 個人識別番号がないとできない処理	新形式への変更に伴う項目の追加	新形式への変更に伴う項目の追加	事務	